



健康推進課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

風しん予防接種の 費用を助成します

妊婦、とくに妊娠初期の女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気になるなど「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。

予防のためには、妊娠する可能性のある女性は事前に予防接種を受けておくことが大切です。

また、パートナーの方も風しんを発症しないよう注意しておく必要があります。

日高町では、妊娠を希望している女性と、妊婦さんの夫への風しん予防接種または、麻しん・風しん混合予防接種の費用を助成します。

《対象者》

日高町に住所を有する方で、左記の事項に該当する方

● 19歳～49歳の妊娠を予定

または希望している女性

(昭和42年4月2日～)

平成11年4月1日生)

※接種を希望する方は、妊娠していない時期に接種し、接種後2か月間は妊娠を避ける必要があります

● 妊娠している女性の夫

(母子健康手帳で確認します)

《助成期間》

平成29年4月1日

～平成30年3月31日

《助成方法》

● 助成券の発行による助成

健康推進課へ申請して無料接種券・予診票の交付を受けてください。次に、医療機関に予約し、それらを持参して接種を受けてください。

◇ 申請に必要なもの：印鑑

(母子健康手帳(妊娠してる女性
の夫))

● 償還払いによる助成

接種完了後、医療機関に接種費用をお支払いください。

必要書類をご持参の上、健康推進課へ費用の償還を申請してください。

◇ 申請に必要なもの：印鑑・領収書・接種済証・振込先の通帳(母子健康手帳(妊娠してる女性
の夫))

詳しくは、健康推進課(☎63・3801)まで。

不妊治療費の 助成について

● 一般不妊治療

不妊や不育に悩んでいるご夫婦を支援するため、治療費の一部を助成します。

■ 対象者

左記の全ての要件を満たす方
・ 法律上の婚姻をしているご夫婦であること

・ 夫または妻のいずれか一方、あるいは両者が和歌山県内に1年以上住民登録していること
・ 各種医療保険に加入されていること

・ 夫婦の前年度の合計所得が

730万円未満であること

■ 助成内容

助成額 … 1年度につき20万円
を限度に助成

助成期間 … 連続する2年間の費用を助成

■ 申請方法

治療終了後、申請書に係書類を添付して3月末までに健康推進課へ申請してください。



●特定不妊治療

体外受精および顕微授精(特定不妊治療)を受けられたご夫婦に対し、経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。助成は、和歌山県特定不妊治療費助成事業に上乗せする形でを行います。

■対象者

- ・ 左記の全ての要件を満たす方
- ・ 特定不妊治療以外の治療法によつては妊娠の見込みがないか、または、極めて少ないと医師に診断された方
- ・ 法律上の婚姻をしているご夫婦であること
- ・ 指定医療機関において特定不妊治療を受けた方
- ・ 夫または妻のいずれか一方、あるいは両者が日高町に住民登録があること
- ・ 夫婦の前年度の合計所得が730万円未満であること
- ・ 和歌山県特定不妊治療費助成事業実施要綱による助成金の交付を受けている方

■助成内容

和歌山県特定不妊治療費助成要綱の助成額を控除した額を、10万円を限度に助成します。

■助成回数

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が

- ・ 40歳未満
 - ・ 43歳になるまでに通算6回
 - ・ 40歳以上43歳未満
 - ・ 43歳になるまでに通算3回
 - ・ 43歳以上
- 助成対象外

■申請方法

治療が終了した日の属する年度内に御坊保健所へ申請して頂くと、町の助成の申請ができます。(3月に治療が終了した場合に限り、翌年度の4月末まで申請が可能です)

申請書および関係書類について、詳しくは健康推進課(☎633801)まで。

介護保険で

よくある質問

介護保険に関するよくある質問をまとめました。

【質問】

介護保険料の特別徴収(年金天引き)の通知をもらいました。が口座振替に変更できますか？

【答え】

介護保険料は、できません。介護保険法に基づき、原則として、年金受給額が年18万円以上受給されている方から天引きすることになっています。

【質問】

これまで介護保険料は、年金から天引きされていたのに、納付書が届きました。

【答え】

これまで特別徴収の方が、次の事由により、年金からの天引きが停止になることがあります。

- ・ 他市町村から転入したとき。
- ・ 受給年金の種類が変わったとき。

- ・ 年金現況届の提出が遅れたとき。
- ・ 年金を担保に借入れされたとき。
- ・ 税の修正申告等により、介護保険料が大幅に減額となったとき。

【質問】

日高町から転出した場合、介護保険料はどうなりますか？

【答え】

介護保険料は、日高町と新住所地で月割り計算となります。例えば12月15日に転出した場合、11月分までは日高町、12月分からは新住所地で介護保険料がかかります。日高町に納め過ぎの介護保険料があるときは、還付通知が届きます。(転出届提出時に手続きが必要です) また不足分の介護保険料があるときは、納付書で納めていただくこととなります。

詳しくは、健康推進課(☎633801)まで。

